

令和4年12月定例教育委員会

教育長報告資料

<教育長報告>

- 11月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

4 教 総 第 8 2 号
令和4年11月15日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長



令和4年11月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和4年11月11日付け4財第36号で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第11号）のうち関係部分
- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第12号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

4 財 第 36 号
令和4年11月11日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾



議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

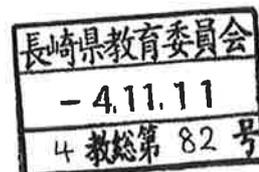
記

1 議案名等

- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第11号）のうち関係部分
- 令和4年度長崎県一般会計補正予算（第12号）のうち関係部分
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分

2 上程県議会

令和4年11月定例会



令和4年度11月補正予算の概要について

[第108号議案 令和4年度長崎県一般会計補正予算(第11号) 関係部分]

1 補正の内容

(1) 職員給与費の過不足調整 (補正予算額: $\Delta 917,413$ 千円)

① 特別職職員及び事務局職員給与費【総務課】 10,253千円

(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

現計: 1,232,811千円 \Rightarrow 補正後: 1,243,064千円

② 教職員給与費【教職員課】 $\Delta 932,814$ 千円

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】

単位: 千円

	現計	補正	補正後
小学校費	43,787,433	$\Delta 499,744$	43,287,689
中学校費	26,330,154	$\Delta 125,134$	26,205,020
高等学校費	21,511,159	$\Delta 86,942$	21,424,217
特別支援学校費	9,600,257	$\Delta 220,994$	9,379,263
計	101,229,003	$\Delta 932,814$	100,296,189

③ 社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 6,250千円

現計: 628,427千円 \Rightarrow 補正後: 634,677千円

④ 保健体育関係職員給与費【体育保健課】 $\Delta 1,102$ 千円

現計: 173,072千円 \Rightarrow 補正後: 171,970千円

(2) 繰越明許費の設定【教育環境整備課】 (繰越明許費：26,186千円)

対馬高校体育館の照明LED化改修工事及び火災報知設備改修工事において、5か月の工期を見込んでいたが、8か月程度の工期を要することになり、年度内の完成が困難であることから、繰越明許費を設定。

	令和4年度								令和5年度		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①入札事務	←→										
②当初の予定工期			←→								
③実際に必要な工期			←→								

(3) 債務負担行為の変更【総務課】

(809,686千円(うち増額314,996千円))

県立学校等で使用する電力について、コロナ禍、世界情勢の不安定化により価格が高騰しており、現在設定している債務負担行為の金額では令和5年度分の契約ができないため、増額補正を行うもの。

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	11月補正 ②	補正後 ③(①+②)	11月補正の 財源内訳	
				一財	
総務課	2,330,368	10,253	2,340,621	一財	10,253
教職員課	114,905,789	△932,814	113,972,975	一財	△932,814
生涯学習課	1,237,941	6,250	1,244,191	一財	6,250
体育保健課	1,854,722	△1,102	1,853,620	一財	△1,102
教育庁計	131,176,216	△917,413	130,258,803		

[第112号議案 令和4年度長崎県一般会計補正予算(第12号) 関係部分]

1 補正の内容

(1) 職員給与費の給与改定 (補正予算額 : 753,879千円)

① 特別職職員及び事務局職員給与費【総務課】 8,403千円

(社会教育及び保健体育関係職員を除く。)

現計 : 1,243,064千円 ⇒ 補正後 : 1,251,467千円

② 教職員給与費【教職員課】 739,559千円

(小・中・高校・特別支援学校教職員分)

【教職員給与費】

単位 : 千円

	現計	補正	補正後
小学校費	43,287,689	336,740	43,624,429
中学校費	26,205,020	187,145	26,392,165
高等学校費	21,424,217	142,447	21,566,664
特別支援学校費	9,379,263	73,227	9,452,490
計	100,296,189	739,559	101,035,748

③ 社会教育関係職員給与費【生涯学習課】 4,889千円

現計 : 634,677千円 ⇒ 補正後 : 639,566千円

④ 保健体育関係職員給与費【体育保健課】 1,028千円

現計 : 171,970千円 ⇒ 補正後 : 172,998千円

2 補正予算の総額

《一般会計》

(単位：千円)

所属	現計予算 ①	11月補正 ②	補正後 ③(①+②)	11月補正の 財源内訳	
				一財	
総務課	2,340,621	8,403	2,349,024	一財	8,403
教職員課	113,972,975	739,559	114,712,534	一財	739,559
生涯学習課	1,244,191	4,889	1,249,080	一財	4,889
体育保健課	1,853,620	1,028	1,854,648	一財	1,028
教育庁計	130,258,803	753,879	131,012,682		

条 例 案

総務課・教職員課

件 名	要 旨																																							
<p>第116号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分</p>	<p>1. 改正要旨 県人事委員会による令和4年10月11日付けの「職員の給与等に関する報告及び勧告」並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため、関係条例を改正しようとするもの。</p> <p>2. 改正内容</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係） 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正（第3条及び第4条関係）</p> <p>ア 給料表の改定 各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じて引上げ ・行政職給料表は初任給を大卒程度3,000円、短大卒程度4,000円、高卒程度4,000円引上げ、その他30歳台半ばまでの職員が在職する号給についても改定。 （平均給与改定率0.24%） ・その他の給料表も、行政職給料表との均衡を考慮し引上げ。</p> <p>イ 期末手当・勤勉手当の改定 ・一般職員 年間の支給月数 4.30月分 → 4.40月分（+0.10月）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">6月期</th> <th colspan="3">12月期</th> <th colspan="3">合計</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>小計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>2.15</td> <td>1.20</td> <td>1.05 (0.95)</td> <td>2.25 (2.15)</td> <td>2.40</td> <td>2.00 (1.90)</td> <td>4.40 (4.30)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>2.20</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>2.20</td> <td>2.40</td> <td>2.00</td> <td>4.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ ）は改正前の支給月数</p>		6月期			12月期			合計			期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計	令和4年度	1.20	0.95	2.15	1.20	1.05 (0.95)	2.25 (2.15)	2.40	2.00 (1.90)	4.40 (4.30)	令和5年度	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	2.40	2.00	4.40
	6月期			12月期			合計																																	
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計																															
令和4年度	1.20	0.95	2.15	1.20	1.05 (0.95)	2.25 (2.15)	2.40	2.00 (1.90)	4.40 (4.30)																															
令和5年度	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	2.40	2.00	4.40																															

・ 特定幹部職員 年間の支給月数 4.30月分 → 4.40月分 (+0.10月)

	6月期			12月期			合計		
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
令和4年度	1.00	1.15	2.15	1.00	1.25 (1.15)	2.25 (2.15)	2.00	2.40 (2.30)	4.40 (4.30)
令和5年度	1.00	1.20	2.20	1.00	1.20	2.20	2.00	2.40	4.40

() は改正前の支給月数

・ 再任用職員 (特定幹部職員以外) 年間の支給月数 2.25月分 → 2.30月分 (+0.05月)

	6月期			12月期			合計		
	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	小計	期末	勤勉	合計
令和4年度	0.675	0.45	1.125	0.675	0.50 (0.45)	1.175 (1.125)	1.35	0.95 (0.90)	2.30 (2.25)
令和5年度	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	1.35	0.95	2.30

() は改正前の支給月数

(2) 長崎県教育委員会教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正 (第11条及び第12条関係)

教育長の期末手当の支給月数を国の指定職俸給表適用者 (事務次官等) に準じて改定

・ 年間の支給月数 3.25月分 → 3.30月分 (+0.05月)

	6月期	12月期	合計
令和4年度	1.625	1.675 (1.625)	3.30 (3.25)
令和5年度	1.65	1.65	3.30

() は改正前の支給月数

3. 実施時期

区 分		実施時期
給料表の改定		令和4年4月1日
期末・勤勉手当 の改定	令和4年12月期分	令和4年12月1日
	令和5年度以降分	令和5年4月1日